**第5条　平等と非差別の指標例　（JD仮訳）**

平等と非差別の権利\*

**特質**

* 平等 / 差別(障害理由およびその他の差別)からの保護
* 合理的配慮の提供
* 事実上の平等を達成するための特定の措置

**構造指標**

**5.1** 合理的配慮を提供される権利、事実上の平等を達成するための特定の措置を講じる義務など、障害のある人の平等と非差別の権利を認める憲法的規定の採択および立法化[[1]](#endnote-1)

**5.2** すべての障害のある人、特に差別のリスクが高いグループの平等のための国家戦略および／または計画の採択[[2]](#endnote-2)

**5.3** すべての分野（健康、雇用、教育、暴力、司法へのアクセス、政治参加など）を横断して障害別に集計したデータを収集し、公表するための法的要請（例：就学率、雇用率、医療サービスへのアクセス、暴力の被害、差別に関する苦情の申し立てなど）[[3]](#endnote-3)

**5.4** 障害のある人の権利を促進し、保護するために、すべての公共支出に目印(マーカー)を設ける法的要請

**5.5** 障害を理由とした差別を明確に禁止し、あらゆる形態の差別に対して法的救済を提供するために制定された、関連するテーマ別の法律[[4]](#endnote-4)

**5.6**障害のあるすべての人の平等のための国家の戦略／計画の中で、公的・民間関係者による合理的配慮の提供のための技術指導[[5]](#endnote-5)、財政的インセンティブ、および予算資源を保証するための特定のテーマ／目標

**5.7** 特に障害のある人の間で差別のリスクが高いグループのために、監視・執行制度（メカニズム）の設置／任命を含めて、立法および／または政策計画で採択された肯定的行動(積極的差別是正)措置[[6]](#endnote-6)を含む事実上の平等を達成するための特定の措置

**プロセス指標**

**5.8** 合理的配慮を提供する義務を含む、条約の下での平等および非差別に関する研修を受けた、サービスを設計、実施、および／または提供する公共職員の数と割合。部門別、機関別、および地理的位置別に集計

**5.9** 公共部門内の合理的配慮の提供のために割り当てられた予算（例：合理的配慮の集中管理基金）

**5.10** 民間主体（雇用主、サービス提供者など）を対象に、合理的配慮および関連する手続きの提供の義務について、国が運営するプログラムの下で研修を受けた人の数

**5.11** 特定の措置、特に肯定的行動(積極的差別是正)措置の支援を受けている障害のある人の数。措置、性別、年齢、障害、地理的位置、および該当する場合は部門（公共または民間）別に集計[[7]](#endnote-7)

**5.12** 肯定的行動(積極的差別是正)措置を含む、特定の措置の実施および監視に割り当てられた予算

**5.13** 障害のある人とその家族を含む一般市民を対象にした、障害を理由にした差別禁止への理解、差別禁止の枠組み、合理的配慮を提供する義務、および事実上の平等を達成するための特定の措置についての情報を普及させるための意識啓発キャンペーンおよび活動

**5.14** 障害のある人の権利の平等と非差別に関する法律、規制、政策、プログラムの設計、実施、監視に、障害のある人の代表組織を通じての関与を含め、障害のある人が積極的に関与することを保証するために実施された協議プロセス[[8]](#endnote-8)

**5.15**障害および／またはその他の理由で障害のある人に対する差別を主張する苦情で受理されたもののうち、調査および裁定を受けたものの割合、そのうち申立人に有利な裁定を受けた苦情の割合、および後者のうち政府および/または義務負担者が裁定に従った割合。それぞれ苦情解決の制度別に集計[[9]](#endnote-9)。

**成果指標**

**5.16** 国際人権法の下で禁止されている差別に基づき、過去12カ月間に個人的に差別または嫌がらせを受けたと報告した人口の割合（SDGs指標10.3.1／16.b.1）。性別、年齢および障害別に集計。

**5.17** 公共部門で承認された合理的配慮の要請の数と割合。性別、年齢、障害別に集計

**5.18** 国際貧困ラインを下回る人口の割合。性別、年齢、雇用状況、地理的位置（都市／農村）別に集計（SDGs指標1.1.1）、および障害別に集計

**5.19** 国内貧困ラインを下回る人口の割合。性別、年齢別（SDGs指標1.2.1）、障害別に集計。

**5.20** 基本的サービスにアクセスできる世帯に住む(SDGs指標1.4.1)人口の割合｡性別、年齢、障害別｡

**5.21** 土地の権利を確実に終身のものと認識していてかつ法的認定文書を所持する、土地に対する終身所有権をもつ合計の成人人口の割合。性別、所有権の種類（SDGs指標1.4.2）および障害別に集計。

**5.22** 女性および男性従業員の平均時給。職業、年齢、障害別に集計（SDGs指標8.5.1）

**5.23** 失業率。性別、年齢、障害別に集計（SDGs指標8.5.2）

**5.24** 中央値所得の50％未満で生活する人の割合。性別、年齢および障害別に集計（SDGs指標10.2.1）

**5.25** 必須保健サービスのカバー率（一般人口および最も不利な立場にある人々の、生殖、母体、新生児および子どもの健康、感染症、非伝染性疾患、サービスの対応能力（キャパシティ）とアクセスを含む、追跡介入に基づく必須サービスの平均カバー率と定義する）（SDGs指標3.8.1）。性別、年齢および障害別に集計。

**5.26** 国民の分布と比べた公的機関(国・地方議会、公共サービス、司法)でのポストの割合。性別、年齢、障害、人口グループ別に集計（SDGs指標16.7.1）

**\*** CRPDの第5条は、条約のすべての権利を横断するものであり、したがって、それぞれの権利と密接に関連している。CRPDは、平等と非差別への独立した権利を確立しているが、差別の違反は、ほとんどの場合、条約の別の条文に関連している。例えば、盲人が銀行口座を開設する権利を制限することは、CRPD第12条と第5条の両方に違反することになる。

**付属資料**

（翻訳・佐藤久夫、藤原早織）

1. 立法は、少なくとも以下の要素を含むべきである。

・障害を理由とした差別の定義が条約第2条に準拠している。

・すべての禁止された差別理由に基づいて、実際の障害またはあると思われた障害を含む、障害のある人に対する差別を禁止する。

・条約に準拠して定義されているように、障害を理由とした差別の定義には、直接的・間接的な差別、ハラスメント、障害のある人の関係者であることを理由にした差別、多重・交差差別、および合理的配慮の拒否が含まれる。

・障害を理由とした差別は、すべての部門および、雇用、教育、保健医療、商品やサービスへのアクセス、司法へのアクセス、政治参加など生活のすべての分野で禁止される。

・合理的配慮を提供する義務は、すべての部門および生活のすべての分野で認められる。

・合理的配慮の提供を保証するための資金助成の仕組み（メカニズム）の規定。

・障害を理由とする差別に対処することを義務付けられた国の機関を任命する。

・差別禁止法の違反に対する効果的な救済措置と抑止効果のある制裁措置がある。

・個々の被害者や差別的慣行と闘うために活動するグループおよび団体を含む法的地位への広範な認識。

・障害のある人の事実上の平等を達成するために、肯定的行動(積極的差別是正措置)を含む特定の措置を採用する国の義務。 [↑](#endnote-ref-1)
2. 例えば、女性や少女、子ども、高齢者、盲ろう者、知的障害のある人、心理社会的障害のある人、LGBTIで障害のある人、障害がありかつ社会経済的弱者のグループに属する人、移住者、先住民、色素欠乏症の人、自閉症の人、マイノリティに属する人、遠隔地や農村部の人、障害のある避難民など。 [↑](#endnote-ref-2)
3. データの公表は、個人のプライバシーの権利とデータ保護基準を尊重しなければならない。OHCHRによるデータに対する人権に基づくアプローチ[A human rights based approach to data](https://www.ohchr.org/Documents/Issues/HRIndicators/GuidanceNoteonApproachtoData.pdf)（2018）を参照のこと。 [↑](#endnote-ref-3)
4. 「関連するテーマ別立法」とは、それが障害に特化したものであろうと主流のものであろうと、権利の行使を規制する法的枠組みを指す（例：労働法、教育法、社会保護法、メディア法など）。 [↑](#endnote-ref-4)
5. 例えば、合理的配慮を提供する義務はしばしば誤解され、アクセシビリティの措置と混同されることを特に踏まえると、合理的配慮に関するガイダンスは、それに関する知識を深め、より広範な規定に反映されることを保証することに貢献できるだろう。明確な区別については、CRPD委員会、[一般的意見第2号](http://daccess-ods.un.org/access.nsf/Get?Open&DS=CRPD/C/GC/2&Lang=E)25および26項、および[一般的意見第6号](http://docstore.ohchr.org/SelfServices/FilesHandler.ashx?enc=6QkG1d%2fPPRiCAqhKb7yhsnbHatvuFkZ%2bt93Y3D%2baa2qtJucAYDOCLUtyUf%2brfiOZckKbzS%2bBsQ%2bHx1IyvGh6ORVZnM4LEiy7ws5V4MM8VC4khDIZJSuxotVqfulsdtPv)26項を参照のこと。例：国家レベルでの合理的配慮に関するガイダンスは特にペルー（<https://www.gob.pe/institucion/mtpe/normas-legales/282560-171-2019-tr>）やニュージーランド（<https://www.hrc.co.nz/files/7814/4848/7923/imm_reasonable_accommodation_guide.pdf>）に見られる。 [↑](#endnote-ref-5)
6. 事実上の平等を達成するための肯定的行動(積極的差別是正措置)を含む特定の措置の典型例は以下の通り。

・公的・民間雇用主の双方に、従業員総数に応じた一定の割合で障害のある人を雇用することを義務づける雇用枠（例：20人に1人、5％）。

・障害のある人の代表性を促進し、政治参加を強めるための被選挙人名簿や国会指定議席の割り当て。

・移動のための特定の製品（改造自動車、補助器具など）の輸入に対する免税措置。

・障害のある人の所得保障のため（障害のある人を対象とした貧困削減プログラム）、あるいは障害に関連する費用をカバーするため（障害に関連する追加費用を直接的または間接的に軽減し、カバーするための社会保護プログラム）の障害のある人に支給される社会保護給付。 [↑](#endnote-ref-6)
7. 肯定的行動(積極的差別是正)対策は、その影響を確実に監視して受益者について報告できるように設計されるべきであり、特に、文脈に関連する場合には、受益者の多重的で交差するアイデンティティを反映させるように設計されるべきである。例えば、大学における障害のある人の入学率の上昇は、肯定的行動(積極的差別是正)措置（例：クオータや優先入学）の影響であることもある一方、入学資格のある障害のある志願者の増加の影響であることもある。 [↑](#endnote-ref-7)
8. この指標では、障害のある人に直接または間接的に影響を与える問題に関する意思決定プロセスに障害のある人を参加させるために、CRPD第4条3およびCRPD委員会の[一般的意見7号](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD/C/GC/7&Lang=en)に沿って公的機関が行った具体的な活動を検証する必要がある。この活動には協議の会合、技術的説明会、オンラインの意見調査、法・政策案への意見募集などの参加手法が含まれる。この点に関しては、締約国は次の責務がある。

・協議プロセスの透明性とアクセスが簡単であることを保証する。

・適切でアクセス可能な情報の提供を保証する。

・障害者団体の自由な意見の表明に際して、情報を保留したり、妨げたり、条件をつけてはならない。

・登録されている組織と登録されていない組織の両方を含める。

・早期かつ継続的な参加を保証する。

・参加者の関連費用をカバーする。 [↑](#endnote-ref-8)
9. この情報は、以下の項目別に分類されるべきである。

・申立人の性別、年齢、障害、民族的背景、先住民、マイノリティの背景、言語、国籍、移民、難民、亡命者、無国籍、社会経済的状況、地理的位置または居住地（都市部／農村部）、宗教、婚姻および家族の状況、性的指向、性自認。

・苦情申し立ての仕組み（裁判所/審判所、国家人権機関、人権オンブズパーソン、その他の機関）。

・差別の理由

・申し立てられた人 (民間人または民間主体、公的機関)

・申立てられた差別の種類（直接的、間接的など。特に訴えられた合理的配慮の拒否と特定の措置の遵守違反のケースを識別する）。

・苦情申し立ての結果（例：支持された、却下された、など）

・政府による裁定結果の遵守の有無（例：障害を理由とした差別に対する補償、およびそのような補償の平均額） [↑](#endnote-ref-9)